

全員協議会提出資料
2025年8月26日
総務部政策推進課

## 株式会社日本グルメ市場に対する不当利得返還請求に係る仮差押え

### 1 不当利得返還請求

須坂市が株式会社日本グルメ市場（以下「グルメ社」という。）に対して委託した信州須坂ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）返礼品提供業務に関して、2019年（令和元年）8月から2024年（令和6年）10月までの間において、他市産と県外産（「須高産」にも須坂市以外の小布施町産や高山村産が含まれるが、それぞれの重量を特定できないことから請求から除いている。）の果物を須坂市産の果物であるとして寄附者に送付したことから、グルメ社には債務の不完全履行（未履行）があるとして、須坂市から支払いを受けた委託料のうち、未履行部分約2億4,000万円についての返還を求めるもの。

### 2 仮差押え

上記不当利得の返還を請求するため訴訟提起を予定しているが、それに先立ち、グルメ社の財産を保全するため、グルメ社が所有する長野県と和歌山県にある不動産、市が把握しているグルメ社の預金について仮差押えの申立てを行い、2025年（令和7年）7月29日に長野地方裁判所より仮差押決定を受けた。